

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2008年11月号 | No. 11/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

ブダペスト条約

ボスニア・ヘルツェゴビナ及びペルーの加盟

ペルー（国コード：PE）（PCT 締約国ではない）及びボスニア・ヘルツェゴビナ（国コード：BA）（PCT 締約国）がそれぞれ 2008 年 10 月 20 日及び 27 日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これによりブダペスト条約の締約国数は 72 になります。ブダペスト条約はペルー及びボスニア・ヘルツェゴビナにおいてそれぞれ 2009 年 1 月 20 日及び 27 日に発効します。更新されたブダペスト条約の締約国一覧は次のアドレスでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/budapest.pdf>

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約は、専門機関に微生物の試料を寄託することによって、微生物を含む発明の開示及び微生物及びその他の生物材料の使用が出来るようにするものです。これにより、ブダペスト条約締約国の国内特許庁若しくは当該条約の第 9 条(1)(a)に基づき受託する旨の宣言を提出した広域官庁に対しては、特許権を取得するために各国毎に試料を寄託する必要がありません。

手数料の支払い請求に関する注意喚起

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局（IB）からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。

そして、手数料請求書が WIPO/OMPI のマーク及び WIPO のアドレスが印刷されている封筒に入れられて送付されたことが、PCT 出願人及び代理人から国際事務局に連絡がありました。そのような請求書については十分にご確認ください。そのような請求書で提示されているサービスは WIPO が行っているものではありません。

PCT ユーザが国際事務局に注意喚起した手数料請求書の例は次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

WIPO から通知されているか否かにかかわらず、このような請求書との関係が疑わ

しい場合には、国際事務局にご連絡ください。

電話番号: +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号: +41 22 338 83 39
 電子メール: pct.infoline@wipo.int

PCT最新情報

- AU : オーストラリア (各種手数料の換算額の変更)
- BH : バーレーン (一般情報)
- CR : コスタリカ (官庁名、電話及びファクシミリ番号、電子メール及びインターネットアドレス、発明者の氏名及びあて名の提出期限、手数料に関する変更)
- FI : フィンランド (国内移行期限に関する変更)
- JP : 日本 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)
 特許手続きを目的として微生物を寄託する寄託機関リストから(財)発酵研究所(IFO)が削除されることを日本国特許庁は通知しました。
- US : 米国 (管轄国際調査及び予備審査機関)

調査手数料及び国際調査に係る手数料に関する変更(オーストラリア特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁)

2009年1月1日から、次の官庁によって行われる国際調査に対して支払う所定の通貨の換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	CHF, SGD
欧州特許庁	USD, ZAR
日本国特許庁	KRW
北欧特許機構	ISK
スペイン特許商標庁	USD
スウェーデン特許登録庁	USD
米国特許商標庁	CHF, NZD

また、2009年1月15日から、韓国知的所有権庁によって行われる国際調査に対して支払うSGDの換算額が変更になります。

国際事務局の閉庁日

PCT規則80.5に基づく期間計算を行うときに考慮される、2009年1月1日から12月31日までの国際事務局の閉庁日は次のとおりです。

- 全ての土日
- 2009年1月1日及び2日
- 2009年4月10日及び13日
- 2009年5月21日
- 2009年6月1日
- 2009年9月10日
- 2009年11月27日

2009年12月24日、25日及び31日

これは国際事務局の閉庁日のみを示しており、国内官庁及びその他の国際機関の閉庁日を示すものではありません。その他の官庁の2009年における閉庁日は間もなく以下のアドレスでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/closingdates.htm>

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

中国語のPCTウェブサイト

PCTウェブサイトにおける中国語の関連資料の更新作業は引き続き行われています (<http://www.wipo.int/pct/zh/>)。中国語のPCT情報サービスについての詳細が加わりました。

<http://www.wipo.int/pct/zh/infoline.html>

PCT規則のポルトガル語及びスペイン語版

2008年7月1日発効のPCT規則のポルトガル語及びスペイン語の全文がPCT関連資料のページに掲載されました。

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/regs.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/regs.pdf>

PCT利用者の調査

WIPOはPCT利用者からのご意見を集め、PCT制度の全ての面に関する利用者の満足度を評価するために調査を行います。この調査はPCT利用者の必要性、期待及び経験に関する価値ある情報をWIPOにもたらしめます。そして、サービス提供における現在の実務やレベルを改善することができます。

この調査にご協力いただけると幸いです。調査はWIPOウェブサイトからお答えいただけます。

<https://webaccess.wipo.int/opinio/s?s=2433>

実務アドバイス

国際事務局を受理官庁として頻繁に国際出願を出願する場合の国際事務局への手数料支払い

Q: 私が働いている会社は1ヶ月に幾つか国際出願を出願しています。私の通常の受理官庁は国際出願の電子出願を認めていないので、国際事務局を受理官庁として国際出願を電子出願し始めました。そうすることで、出願を電子出願した際に得られる手数料減額の恩恵を受けることができます。受理官庁としての国際事務局に手数料を頻繁に支払う必要があるので、この目的のために国際事務局の口座を設けることは可能でしょうか。また、その口座はWIPOに対するその他の手数料の支払いに使用できるのでしょうか。

A: スイスフランによるWIPOの当座預金口座を設けることが可能です。受理官庁としての国際事務局(RO/IB)に手数料を支払う時に、この口座から引き落とすことが可能です。RO/IBに頻繁に国際出願をする場合には便利です。たとえ、他の受理官庁に口座を持っていたとしても、RO/IBに対する支払いはできません。WIPOの口座を設ける必要があります。

願書様式に付属する手数料計算用紙において、WIPO における出願人の口座から受理官庁が引き落としを行うことを許可できることから、WIPO の口座を持つ利点は手数料の支払いが容易になることです。出願が PCT-SAFE ソフトウェアを用いて、完全な電子形式で出願された場合、若しくは PCT-EASY 様式の願書と共に紙形式で出願された場合には、PCT-SAFE ソフトウェアによって、出願人は WIPO 口座から引き落とすことを許可できます（電子願書の「支払い」“Payment” 頁参照）。

更に、WIPO 当座預金口座を持っており、手数料計算用紙の該当欄にチェックをした場合（許可の二番目のチェック欄）、又は PCT-SAFE の上記支払い頁の該当欄を選択した場合、出願の際に手数料の計算に間違いがあったとしても、受理官庁は計算した手数料の不足分（場合によっては、過払い分の入金）を引き落とすことができます。この場合、受理官庁は不足分の支払いを求める必要はありません。また、出願人が支払いのための手続きを行う必要もありません。このことによって、両者は時間と労力を節約でき、出願人は権利を失う危険を減少できます。手数料が口座から引き落とされる毎に、様式 PCT/RO/102 による支払いの確認書を受理します。

WIPO の当座預金口座にはスイスフランが預金されることとなりますが、スイスフランへ自由に換金できる通貨である限り、他の通貨による入金も受け付けられます。そして、入金額は現行の為替レートに従ってスイスフランへと換金されます。

当座預金口座を持っているならば、支払いの全額分が口座に残っているように、適切な額の預金しておくことが必要です。つまり、国際出願手数料及び調査手数料を支払うことができるように、口座に入金することが必要です。

WIPO の当座預金口座は他の目的に使用することができます。たとえば、

- RO/IB による優先権書類の交付に関する手数料（PCT 規則 21.2）などの、RO/IB に対する他の手数料の支払い
- 早期公開手数料（PCT 規則 48.4(a)）などの、受理官庁としての役割以外の国際事務局に対する手数料の支払い
- マドリッドシステムにおける商標の登録やヘーグシステムにおける意匠の登録などの、他の種類の知的所有権に関する手数料の支払い
- WIPO 出版物の購入

PCT 出願の出願に際して支払う手数料以外の手数を WIPO 当座預金口座から引き落とす場合には（つまり、手数料計算用紙又は PCT-SAFE ソフトウェアの引き落としを許可する欄を使用できない）、次の事項を明記した書面による引き落とし許可書を提出することが必要です。支払いの目的、WIPO 当座預金の口座番号。該当する場合には、支払いに関する出願を特定するための必要事項、つまり、出願人の氏名又は名称、書類記号、分かる場合には、出願番号。

なお、以下の手段によっても WIPO に対する支払いが可能です。

- WIPO の銀行口座への銀行振込み（スイスフラン、US ドル、ユーロによる支払い）
- クレジットカードによる支払い（RO/IB に PCT 出願を出願する場合、様式 PCT/RO/197 を使用。PCT-SAFE ソフトウェアを使用した場合には、このソフトウェアは RO/IB にクレジットカード情報を提供するための安全な手段を有する。）
- WIPO の郵便口座への振込み（スイスフランによる支払いのみが可能）
- 世界的知的所有権機関 “the World Intellectual Property Organization” 宛に支払う小切手（スイスフラン、US ドル及びユーロによる支払い）（この支払い手段は廃止する方向で検討中）

上記支払い手段を用いる支払い方法についての詳細は次のアドレスからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/modes.htm>

WIPOに当座預金口座を開設する情報については次のアドレスからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/account.htm>

経理部 “finance department” への電子メールによるお問い合わせは、

income.accounts@wipo.int

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧